

南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年 9月19日

南知多町長

A handwritten signature in black ink, appearing to read '石黒和彦' (Ishikuro Kazuhiko), written in a cursive style.

南知多町条例第35号

南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 の一部を改正する条例

南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年南知多町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭を超える場合には、7円73銭」を「8円38銭を超える場合には、8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条及び第11条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。